

基本目標	IV	安心して暮らせる「すみだ」をつくる
政策	450	保健衛生における安全と安心を確保する
施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する
施策の目標	健康危機管理体制が充実し、適切な情報の共有が行われることで、感染症や食品、医薬品、飲料水、化学物質、ペット等の動物に起因する健康被害にあうことなく、すべての区民が安全な生活環境で暮らしています。	

1 基本計画における成果指標の状況

指標名	「身近なAED設置場所を知っている」区民の割合									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	47.9%				60.0%					80.0%
実績	47.9%				39.5%					
指標名	帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合（対象20歳以上）									
	基準年(H28)	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標	46.3%				80.0%					95.0%
実績	46.3%			48.4%						

2 目標と現状(実績)についての分析及び総事業費推移

指標の推移・施策の課題や問題点について記述	総事業費推移（千円）	
<p>感染症対策では結核のほか、新興・再興感染症への対策強化が求められている。特に、新型コロナウイルス感染症については、感染拡大予防の観点から、更なる区民等への普及啓発及びまん延防止対策の構築が重要である。また、動物由来感染症、蚊が媒介する感染症等に対する、平常時からの普及啓発や健康管理体制の充実が重要である。</p> <p>食品営業施設では自主的な衛生管理の徹底を図るとともに、区民への積極的な食品に関する情報提供と意見交換を行っていく必要がある。また、大規模食中毒発生時への対応のための体制強化も必要である。</p>	H30	920,670
	R1	924,987
	R2	1,070,556

3 施策の評価及び判断理由

評価	理由
B	全庁を挙げた対策により、施策の目標が一定程度達成されていると評価する。

4 今後の施策の運営方針

評価結果	施策の戦略的方向性
○	(1) 優先的に資源投入を図る。
	(2) 現状維持とする。
	(3) 現状維持だが、より効率的な運営を図る。
	(4) 資源投入の縮小を図る。
【上記の判断理由】	
<p>感染症の発生予防には、事業の継続性とともに普及啓発が必要であるため、今後も持続的・計画的な施策推進が必要である。健康危機管理体制の強化のためには、一定レベルの監視指導と普及啓発の継続、危機事象発生時の初動が重要となることから、今後も計画的な施策推進が必要である。</p>	
【今後の具体的な方針】	
<p>感染症の発生とまん延防止、食品、医薬品、飲料水、化学物質等による健康被害の発生防止のため、重点監視の推進と区民への普及啓発を図る。さらに、既存事業の継続的な事業展開とともに、新型コロナウイルス感染症対応については、検査体制の整備・充実のほか、新たな生活様式の実践等を勘案した区民への普及啓発を強化する。</p>	

5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）

番号	事務事業名	歳出 決算額 (千円)	人コスト (千円)	歳出 総額 (千円)	目的に対する指標	
					年度目標値	直近の評価内容
					年度実績値	評価結果
					年度実績値	評価対象年度
1	予防接種	1,017,133	13,291	1,030,424	95	現状維持
					99.7	令和2年度
2	災害医療体制の構築経費	3,823	6,990	10,813	200	改善・見直し
					0	令和2年度
3	結核健康診断	6,825	11,469	18,294	22	現状維持
					未確定	令和2年度
4	エイズ対策	351	4,411	4,762	175	現状維持
					51	令和2年度
5	肝炎ウイルス検診	6,071	1,764	7,835	550	現状維持
					817	令和2年度
6	新型インフルエンザ対策事業	560	4,411	4,971	2	現状維持
					0	令和2年度
7	除細動器(AED)管理費	9,775	1,764	11,539	119	改善・見直し
					118	令和2年度
8	環境保健事業 (デイキャンプ)	765	5,293	6,058	100	改善・見直し
					0	令和2年度
9	公衆浴場衛生設備助成	5,428	1,748	7,176	20	現状維持
					18	令和元年度
10	食品衛生監視	6,558	130,565	137,123	0	改善・見直しで継続
					5	令和2年度
11	環境衛生監視	1,058	38,817	39,875	0	現状維持
					0	令和2年度
12	動物の愛護と管理	3,239	17,644	20,883	0	改善・見直しで継続
					0	令和2年度
13	薬事監視 薬事検査事業	1,279	16,762	18,041	0	現状維持
					0	令和2年度
14	家庭用品監視	433	3,529	3,962	0	現状維持
					0	令和2年度

15	ねずみ昆虫駆除対策	5,883	0	5,883	0	現状維持
					0	令和2年度
16	食品衛生自主管理推進事業	1,203	0	1,203	0	改善・見直しで継続
					5	令和2年度

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位
事業名	予防接種		1
目的	予防接種法に基づく定期予防接種等を実施することにより、感染症の発生を予防し、かかった場合も重症化しにくくする効果が期待できるとともに、まん延を防止する(集団免疫)という社会的な意義を持ち、感染症予防対策に大きく寄与する。		主管課・係(担当)
			保健予防課感染症係 03-5608-6191
対象者	区民		
根拠法令 関連計画	予防接種法 すみだ健康づくり総合計画		
実施基準	法令基準	実施方法	全部委託 人員体制・委託先 常勤3、会計年度任用2、墨田区医師会
事業内容	1 定期予防接種の実施 (1)小児定期予防接種 ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・ロタ・ジフテリア・破傷風・百日咳・ポリオ・BCG・麻しん・風しん・水痘・日本脳炎・ヒトパピローマウイルス (2)高齢者定期予防接種 高齢者肺炎球菌・高齢者インフルエンザ 2 任意予防接種の公費負担等 風しん抗体検査・予防接種(対象:妊娠を希望する女性及びその同居者)、骨髄移植等の医療行為により免疫を失った者の予防接種再接種費用助成		
経過	開始年度	平成23年度以前	終了予定
	平成24年9月:生horioワクチン集団接種に代わり不活化horioワクチンの個別接種の開始 平成24年11月:四種混合ワクチンの導入、個別接種の開始 平成24年3月:風しんの流行に伴い大人に対して風しん予防接種の費用助成を実施 平成25年4月:ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン及び子宮頸がん予防ワクチンが定期接種化 平成25年6月:厚生労働省からの通知に基づき子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を差し控える 平成25年9月:乳児健診時に集団接種で実施していたBCGの一部医療機関委託(個別接種)を開始 平成26年4月:BCGの集団接種を廃止、全面医療機関委託(個別接種)となる 平成26年10月:水痘ワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンが定期接種化 平成28年10月:B型肝炎ワクチンが定期接種化 平成31年2月:大人の風しんが定期接種化(風しん抗体検査及び風しんの定期接種。2022年3月まで) 令和2年10月:ロタワクチン定期接種化		
議会質問 の状況			
その他 特記事項			

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		794,205	833,179	915,353	912,150	1,065,500	1,032,963
A.決算額(令和3年度は見込み)		783,448	828,477	863,762	864,799	1,017,133	1,032,963
財源	国	3,216	2,448	14,603	18,159	15,498	27,389
	都	3,317	4,121	8,094	8,527	9,679	7,385
	その他	23,946	33,134	33,822	48,517	61,907	44,001
一般財源		752,969	788,774	807,243	789,596	930,049	954,188
執行率(%)		98.6%	99.4%	94.4%	94.8%	95.5%	100.0%
B.人コスト							
総事業決算額(A+B)		783,448	828,477	863,762	864,799	1,017,133	
主な事業費用の説明		定期予防接種及び任意予防接種費用助成					
予算書P(令和3年度)	P185 1-6	執行実績報告書P(令和2年度)			p125 6		

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	2歳未満児の予防接種ナビ登録率				単 位	%
		最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1
		63	令和7年度	目標		55	56	57
				実績	54	53.7	50.6	51.3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	58	59	60	61	62	63
	実績	50.2						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	予防接種スケジュール管理システム「予防接種ナビ」の活用を促進し、登録者を増やすことで定期予防接種の接種率向上に繋げるため。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	BCG接種率				単 位	%
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
95		令和7年度	目標	95	95	95	95	
			実績	97.7	97.7	97.7	95.1	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		95	95	95	95	95	95	
実績	99.7							
指標の選定理由及び目標値の理由								
すみだ健康づくり総合計画における目標値(95%以上)を目標とした。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	定期接種については、予防接種法第5条により区が実施主体となることが義務付けられている。接種率の向上により、感染症の発生及びまん延を防止に寄与すると考えられるので、引き続き定期接種の勧奨及び任意接種の事業周知並びに予防接種ナビの活用を勧めていく。

課題・問題点
<p>○ 現在、積極的勧奨(予防接種予診票の送付)を休止している定期接種や、任意接種の定期接種化に向けた検討が国で行われており、今後も定期接種の種類が増えることが見込まれる。定期接種が増えることになれば、これに伴う事務量の増加と予算の増額が見込まれる。</p> <p>○ 新型コロナウイルス感染症の流行の影響により、医療機関に行くことを控えることで定期接種期間を経過してしまわないよう、定期接種期間内(特に標準接種期間)に接種することを推奨していく必要がある。</p>

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位
事 業 名	災害医療体制の構築経費		2
目 的	東京都は、平成23年3月に発生した東日本大震災での教訓を踏まえ、災害医療体制の構築に向けた方針を示している。これに合わせて、墨田区においても地域の事情に応じた災害医療体制を構築するために必要な取り組みを行うことを目的としている。		主管課・係（担当）
			保健計画課健康推進担当 5608-1305
対 象 者	区民、区内医療関係者		
根 拠 法 令 関 連 計 画	災害基本対策法、災害救助法、墨田区地域防災計画等		
実 施 基 準	区独自基準	実施方法	直営 人員体制・委託先 常勤2名
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応訓練の実施 災害時に区民の生命を守るための医療救護活動を有効なものとするため、緊急医療救護所の設置を予定している病院7か所を対象とした災害対応訓練を順次実施する。 ●職員研修の実施 災害時に医療救護活動拠点として機能するとともに、効果的な災害時保健活動が実施できるよう年2回程度研修を行う。 ●医療救護所資器材等の整備 災害時に、墨田区地域防災計画に基づいて行う医療救護活動に必要な、発災後3日分の医薬品を効率的に確保するとともに、緊急医療救護所の設置を予定している医療機関に必要な資器材等を整備する。 ●災害医療救護体制検討会の開催 墨田区における災害時の医療救護活動の実効性を高めるため、各関係機関との連携により開催する。 ●墨田区災害時医療救護活動マニュアルの改定及び墨田区災害時保健活動マニュアルの作成 訓練や検討会の議論を踏まえ、墨田区災害時医療救護活動マニュアルを改訂する。また、保健所として必要な保健活動マニュアルを作成する。 ●災害時医療救護体制の周知 災害時に区民が生命を守ることができるよう、区の災害時保健医療体制に関する周知を行う。 		
経 過	開始年度	平成25年度	終了予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度 墨田区における災害医療体制の本格的な見直し 墨田区医師会等関係機関で構成される災害医療体制検討会の設置 人工呼吸器使用者個別支援計画の作成開始 ・平成27年度 墨田区災害時医療救護活動マニュアルの策定（改定） ・平成29年度～ 墨田区医師会との連携により、緊急医療救護所設置・運営訓練を順次実施 ・令和元年度～ 職員災害対応研修の実施 		
議 会 質 問 の 状 況	平成29年10月 決算特別委員会：北部地域の緊急医療救護所について、OTC医薬品の整備について 平成31年3月 予算特別委員会：緊急医療救護所設置・運営訓練について、災害時の妊婦・乳幼児への対応について		
そ の 他 特 記 事 項	<ul style="list-style-type: none"> （他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） ・各区で緊急医療救護所の設置を進めている。 ・墨田区医師会等でも独自に研修や会議を実施しており、区も連携している。 ・訓練やマニュアルの作成にあたっては、防災課等と連携している。 		

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		2,181	3,748	3,756	4,340	7,046	5,624
A.決算額（令和3年度は見込み）		2,117	3,019	2,285	3,065	4,761	5,624
財 源	国						
	都				36	777	777
	その他						
一般財源		2,117	3,019	2,285	3,029	3,984	4,847
執行率（%）		97.1%	80.5%	60.8%	70.6%	67.6%	100.0%
B.人コスト				5,329	5,906	6,990	
総事業決算額（A+B）		2,117	3,019	7,614	8,971	11,751	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・緊急医療救護所資器材の整備費用 ・備蓄医薬品管理委託費 ・災害医療救護活動に関する周知 					
予算書P（令和3年度）	P181 1-11	執行実績報告書P（令和2年度）			P121 1 1		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活動指標)	指 標	緊急医療救護所設置訓練実施回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1
		2	R7	目標	0	1	2	2
				実績	0	1	2	2
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2	2	2	2	2	
		実績	0					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	各医療機関との連携により、区内7か所の緊急医療救護所立ち上げ訓練を定期的を実施することで、課題を共有・検証することができ、災害医療救護体制の構築につながるため、活動指標とした。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成果指標)	指 標	緊急医療救護所設置訓練参加者数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
200		R7	目標	0	100	200	200	
			実績	0	18	164	494	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
	目標	200	200	200	200	200		
	実績	0						
指標の選定理由及び目標値の理由								
参加者数の増減により区民や区内医療関係者の災害医療に対する意識を把握することができる。また、参加者が増加することで、区の災害医療救護体制の認知度を高めることができる。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	新型コロナウイルス感染症の影響により、訓練開催は見合わせた。関係機関との連携は継続しており、引き続き緊急性期以降の医療救護活動について体制整備を進めていく。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の拡大により、実地訓練実施が難しい状況になっており、工夫が必要となっている。 ・急性期以降及び風水害に備えた保健医療活動体制について、感染症拡大の視点も踏まえて具体的な検討を早急に進める必要がある。 ・在宅人工呼吸器使用者等、医療ニーズの高い在宅療養者の支援体制について、災対救護部と具体的に検討する必要がある。

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事業名	結核健康診断				3
目的	結核健康診断は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律を根拠とし、結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方に対し適切な健康診断を行うことで、結核感染者や結核患者を早期に発見し、結核のまん延を防止する。				主管課・係(担当)
					保健予防課感染症係
					03-5608-6191
対象者	結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方				
根拠法令 関連計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律				
実施基準	法令基準	実施方法	全部委託	人員体制・委託先	常勤5・会計年度任用2・結核予防会総合健診推進センター等
事業内容	結核患者の家族や接触者、感染の疑いのある方に対し適切な健康診断を行い、結核感染者や結核患者を早期に発見し、結核のまん延を防止する。 接触者検診、管理検診、日本語学校検診、住所不定者施設入所時検診				
経過	開始年度	昭和26年		終了予定	
	(1)X線検査実施数 元年度:患者家族 53件、接触者 218件、管理検診 150件 2年度:患者家族 45件、接触者 191件、管理検診 161件 (2)IGRA検査実施数 元年度:患者家族 31件、接触者 232件 2年度:患者家族 45件、接触者 143件 (3)日本語学校実施件数 元年度:1,066件 2年度:295件				
議会質問 の状況					
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 適宜各健診を実施し、年間6校の日本語学校検診を実施。				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		5,243	5,145	6,788	8,110	13,297	11,808
A.決算額(令和3年度は見込み)		3,838	3,892	4,916	5,081	6,825	8,502
財源	国	2,043	2,029	3,518	2,707	2,689	3,874
	都						
	その他						
一般財源		1,795	1,863	1,398	2,374	4,136	4,628
執行率(%)		73.2%	75.6%	72.4%	62.7%	51.3%	72.0%
B.人コスト							
総事業決算額(A+B)		3,838	3,892	4,916	5,081	6,825	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> 結核検診(接触者・管理・日本語学校等)の委託料 医用画像保存通信システムの借上・保守点検委託料 					
予算書P(令和3年度)	P184 1-3	執行実績報告書P(令和2年度)			p124 3		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活動指標)	指 標	日本語学校結核健診				単 位	校
		最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1
		5	R7	目標	5	5	5	5
				実績	5	5	5	5
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	5	5	5	5	5	5
	実績	5						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	日本語学校の増加に伴い、結核罹患率の高い国から来日した外国人を対象に健診を実施することにより早期発見と早期治療を行うことで、感染の拡大を防止することができる。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成果指標)	指 標	人口10万人当たりの結核罹患率				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
19以下		R7	目標	25	24	23	22	
			実績	25	15	20	16	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		22	21	21	20	20	19	
実績	未確定							
指標の選定理由及び目標値の理由								
すみだ健康づくり総合計画における目標値(19以下)を目標とした。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	結核健康診断は地方自治法第2条第9項第1号に規定された法定受託事務であり、都道府県、保健所を設置する市または特別区が実施することとされている。よって、今後とも継続して事業を実施する。

課題・問題点
<p>集団感染発生時等の所要経費(需用費・委託料)については、発生件数の予測が困難なため、予算に不足が生じる可能性がある。</p>

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事業名	エイズ対策				4
目的	HIV検査の実施により、感染者を早期に発見し治療に結びつけ、エイズ発病や重症化予防、感染拡大を防止することができることから、区民の健康維持に大きく寄与する。				主管課・係(担当)
					保健予防課感染症係
					03-5608-6191
対象者	検査を希望する者				
根拠法令 関連計画	墨田区保健所エイズ及び性感染症相談・検診事業実施要領				
実施基準	区独自基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤4・会計年度任用1・江東微生物研究所
事業内容	後天性免疫不全症候群に関する特定感染症予防指針等に基づき、HIV及び性感染症の検査・相談を月に1回無料・匿名で実施している。また、性感染症に関する正しい知識の普及啓発のため、冊子の配布、講演会の開催、区報、ホームページ等での情報発信を行っている。				
経過	開始年度	平成12年4月1日	終了予定		
	<ul style="list-style-type: none"> 平成28年4月1日から、淋菌及びクラミジア抗体検査を廃止 令和2年度より検査日及び結果日を変更 検査日:第2木曜日→第1木曜日 結果日:第4木曜日→第3木曜日 				
議会質問 の状況					
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 令和2年度より 検査日:毎月原則第1木曜日 結果日:毎月原則第3木曜日 12月は、即日検査実施(HIV検査のみ)→令和2年度は新型コロナの影響で中止。				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		923	897	737	933	862	807
A.決算額(令和3年度は見込み)		646	700	698	634	351	648
財源	国	383	304	321	379	327	397
	都						
	その他						
一般財源		263	396	377	255	24	251
執行率(%)		70.0%	78.0%	94.7%	68.0%	40.7%	80.3%
B.人コスト							
総事業決算額(A+B)		646	700	698	634	351	
主な事業費用の説明		抗体検査に係る人件費(医者・看護師・検査技師)、検査委託料					
予算書P(令和3年度)	P184 1-5	執行実績報告書P(令和2年度)			p124 5		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	HIV検診実施回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1
		12	37	目標		12	12	12
				実績	12	12	12	12
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	12	12	12	12	12	12
	実績	8						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	感染の心配のある方が気軽に検査を受けられるように、無料・匿名・予約なしで検査を実施している。受診しやすいよう、定期的に検査を実施する必要がある。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	HIV検診実施人数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
200		37	目標		160	165	170	
			実績	149	142	142	136	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		175	180	185	190	195	200	
実績	51							
指標の選定理由及び目標値の理由								
検診のPRに努めることで、より多くの方に検査を受けていただく。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	無料・匿名のHIV検査は全国の保健所で実施されており、国内でのHIVの感染拡大を防止するため、区としても継続して検診を実施する必要がある。今後とも、様々な媒体を活用してエイズ検診の周知を行い、受診者数を増やしていく。

課題・問題点
HIV検査・性感染症検査の受検者数は横ばい状態であり、性感染症等の正確な知識の普及と早期発見・早期治療を徹底するため、引き続き検診の周知が必要である。また、本区のHIV・性感染症検査は、採血から結果返却まで2週間必要としており、即日検査を希望する受検者のニーズに応えることが困難である。

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事業名	肝炎ウイルス検診(保健予防課)				5
目的	肝炎ウイルス検診に関する知識の普及と、区民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識できるよう検診を行い、疾病の早期発見や予防を図る。				主管課・係(担当)
					保健予防課感染症係
					03-5608-6191
対象者	16歳以上の区民				
根拠法令 関連計画	感染症法 健康増進法				
実施基準	法令基準	実施方法	全部委託	人員体制・委託先	常勤1・会計年度任用1・墨田区医師会
事業内容	健康増進法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき、16歳以上の区民を対象に無料でB型及びC型肝炎ウイルス検査を実施している。 また、検査結果が陽性と判定された者に対し医療機関への受診勧奨を行う等、陽性者のフォローアップを行っている。				
経過	開始年度	平成14年	終了予定		
	<ul style="list-style-type: none"> ・国の肝炎総合対策の一環として、平成14年度から主に40歳以上の節目年齢の方を対象に事業を開始 ・平成18年度からは、16歳以上、40歳未満の受診希望者にも対象を拡大 ・平成20年度までは、両保健センターでも検診を実施していたが、平成21年度から墨田区医師会への委託によるのみ実施することとし、現在に至る。 ・平成29年4月に、保健予防課及び両保健センターで担当していた検診受付を「すみだ けんしんダイヤル」へ集約 				
議会質問の状況					
その他特記事項					

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算現額(事業費)		4,459	5,645	14,886	15,387	12,873	8,221	
A.決算額(令和3年度は見込み)		3,308	5,004	10,884	13,849	6,071	7,250	
財源	国	2,105	1,670	2,894	3,023	1,714	828	
	都	842	1,723	5,982	6,504	6,032	3,921	
	その他							
一般財源		361	1,611	2,008	4,322	-1,675	2,501	
執行率(%)		74.2%	88.6%	73.1%	90.0%	47.2%	88.2%	
B.人コスト								
総事業決算額(A+B)		3,308	5,004	10,884	13,849	6,071		
主な事業費用の説明		肝炎ウイルス検診受診票送付、肝炎ウイルス検査委託料						
予算書P(令和3年度)	P190	2-3	執行実績報告書P(令和2年度)		p131 3			

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活動指標)	指 標	各種イベント等での検診の周知				単 位	回
		最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1
		5	R7	目標		3	3	3
				実績		3	3	3
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	4	4	4	5	5	5
	実績	2						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区ホームページや広報誌等で肝炎ウイルス検診の周知を行っている。「すみだまつり」や「ピンクリボン・キャンペーン」等区が主催する各種イベントで、肝炎ウイルスの関する知識や肝炎ウイルス検診に関する周知を行い、検診受診者数の増加を図る。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成果指標)	指 標	肝炎ウイルス検診受診者数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
675		R7	目標		475	500	525	
			実績	452	705	1584	911	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		550	585	600	625	650	675	
実績	817							
指標の選定理由及び目標値の理由								
肝炎ウイルス検診受診者数を増し、陽性者を早期発見・早期治療に繋げるため、平成29年度よりコールセンターでの受付を開始し、利便性の向上を図った。今後も事業のPRに努めることで、受診者の増加を図る。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	「すみだけんしんダイヤル」への受付の集約化や、特定健康診査等のお知らせに肝炎ウイルス検診の受診勧奨のチラシを同封したことにより、順調に受診者数が増加している。この受診者数が一過性のものにならないよう今後とも事業のPRに努める。

課題・問題点
ウイルス性肝炎の総合対策には、①肝炎ウイルス検査の受検促進 ②陽性者の精密検査受診勧奨 ③フォローアップが必要であることから、一昨年度より、肝炎検査陽性者に対し、個別に区のフォローアップを受けるよう電話で勧奨する取組を開始したが、希望者が少なく効果的な重症化予防ができていない。

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事業名	新型インフルエンザ対策事業				6	
目的	病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、感染防護具や医薬品等の備蓄及び訓練等を実施する。				主管課・係(担当)	
					保健予防課感染症係	
					03-5608-6191	
対象者	新型インフルエンザ患者及び患者家族や接触者、感染の疑いがある方					
根拠法令	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
関連計画	墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画 墨田区新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会運営要綱					
実施基準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤	
事業内容	病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、消耗品等の備蓄体制の確保や講演会、訓練、普及啓発など、これまでの取組を活かしつつ一層の充実を図る。					
経過	開始年度	平成21年		終了予定		
	<ul style="list-style-type: none"> ・防護服等の備蓄サイクルの構築(平成24年度) ・墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画(平成26年9月策定) ・墨田区新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会運営要綱(平成28年4月制定) ・新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会開催(平成28年～) 					
議会質問の状況						
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) ・年二回の新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会の開催 ・年度末に防護服等の購入 ・国、都及び医療機関等連携した訓練を実施 ※平成31年度、令和2年度は新型コロナウイルス感染症流行の影響で防護具の購入及び検討部会の開催ができていない					

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		2,849	2,827	3,251	1,350	3,954	3,716
A.決算額(令和3年度は見込み)		2,606	2,206	1,967	239	560	1,856
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		2,606	2,206	1,967	239	560	1,856
執行率(%)		91.5%	78.0%	60.5%	17.7%	14.2%	49.9%
B.人コスト							
総事業決算額(A+B)		2,606	2,206	1,967	239	560	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・感染防護具等の購入 ・職員インフルエンザ予防接種委託 					
予算書P(令和3年度)	p185 7	執行実績報告書P(令和2年度)			p125 7		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	新型インフルエンザ等対策訓練の実施				単 位	回
		最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1
		3	R7	目標		2	2	2
				実績	2	2	2	1
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2	2	3	3	3	3
	実績	0						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	新型インフルエンザ等への対策訓練を継続的に実施し、感染症予防対策を図る。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会の開催				単 位	回
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		2	R7	目標		2	2	2
				実績	1	1	1	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	2	2	2	2	2	2
実績	0							
指標の選定理由及び目標値の理由								
新型インフルエンザ等未発生期より地域の医療機関等と連携し、区の事情に応じた医療提供体制の整備を推進するため定期的に会議を開催する。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	新型インフルエンザ等感染症の発生並びに流行に備え、継続して検討部会の開催及び対応訓練等を通じて医療機関との連携を深めることは重要である。今後とも、国や都の動向を踏まえ、体制の整備を行っていく。

課題・問題点
<p>新型インフルエンザ発生時において区民の生命・健康を保護し、区民の生活・経済の安定が損なわれることのないよう、国の「新型インフルエンザ対策ガイドライン」で、市町村が緊急かつ可能な限り多くの住民にワクチンを接種することとされているが、本区では住民接種を円滑に行うための実施計画が未整備となっている。接種対象者の設定と必要なワクチン本数の試算、集団接種の考え方と接種会場と医師との確保について、検討し実施計画を策定する必要がある。</p>

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する				部内優先順位
事業名	除細動器(AED)設置管理費				7	
目的	区民が、心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備えることによる安全と安心の確保				主管課・係(担当)	
					保健計画課保健計画担当 03-5608-6190	
対象者	区民					
根拠法令 関連計画	墨田区自動体外式除細動器(AED)貸出要領					
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤2名	
事業内容	区施設等への自動体外式除細動器(AED)を設置し、区民の救命救急に備えるとともに、救命救急活動の充実を図る。					
経過	開始年度	平成17年度	終了予定	—		
	平成16年8月に一般市民のAED使用が認められたことを受け、平成17年度から区民が心室細動などによる突然の心停止に陥った場合の救急救命に備え、区施設等にAEDの設置を開始した。平成21年度より、区民が参加する各種行事における健康危機管理に寄与するため、貸出し機を常備している。現在ではほぼ全ての区施設に設置を完了している。					
議会質問 の状況	〔令和3年3月 区民福祉委員会〕 ・区ホームページのオープンデータに掲載しているAEDの使用可能時間の表記について ・AEDマップ(日本救急医療財団)の情報更新について ・常時利用できる施設を増やすことについて					
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)					

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		9,013	9,327	9,182	9,390	9,850	10,706
A.決算額(令和3年度は見込み)		8,671	9,040	9,127	9,225	9,775	10,706
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		8,671	9,040	9,127	9,225	9,775	10,706
執行率(%)		96.2%	96.9%	99.4%	98.2%	99.2%	100.0%
B.人コスト							
総事業決算額(A+B)		8,671	9,040	9,127	9,225	9,775	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・AEDリース費用 ・交換部品代 					
予算書P(令和3年度)	p181 1-10	執行実績報告書P(令和2年度)			p121 10		

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	イベント等へのAED貸出件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		30	R7	目標	30	30	30	30
				実績	27	36	26	28
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	30	30	30	30	30	30
	実績	3						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	イベントにおけるAED設置の必要性や貸出に対する認知度の高さが実績となると考えられるため。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	区施設のAED設置数				単 位	台
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
144		R7	目標	119	119	119	119	
			実績	112	117	118	119	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		119	124	129	134	139	144	
実績	118							
指標の選定理由及び目標値の理由								
AED設置は、区民をはじめとした施設利用者に対する安心・安全の確保につながるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	区施設への設置に必要な台数については、リース契約(維持管理含む)によって確保している。しかし、夜間において利用できるAEDの設置、空白地域への配置が課題となっており、区施設への設置のみでは限界がある。そのため、日本救急医療財団のAEDマップを活用しながら、民間施設の設置状況についても、区民に対してより一層周知していく。

課題・問題点
<ul style="list-style-type: none"> ・24時間利用できるAEDの設置、空白施設への配置 ・区民に対する周知

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事業名	環境保健事業				8
目的	大気汚染の影響による健康被害を予防するために実施するものであり、これにより地域住民の健康の確保・回復を目的とする。				主管課・係(担当)
					保健計画課保健計画担当 03-5608-6190
対象者	公害健康被害の補償等に関する法律により認定された被認定者及び区内在住で呼吸器疾患などの症状をもつ者				
根拠法令 関連計画	公害健康被害の補償等に関する法律第46条及び68条 公害健康被害の補償等に関する法律施行令第25条				
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	職員2名、墨田区水泳連盟
事業内容	ぜん息等の症状を良好にコントロールできるように、呼吸リハビリ体操、ぜん息の知識等習得し、自己管理の一助を行い、水泳教室や音楽教室を通じて腹式呼吸を習得し、発作時の呼吸調整に役立てる。デイキャンプにおいては、ぜん息の症状等を良好にコントロールすることを目指し、自ら適切な服薬方法を学び、自己管理を適切に行うことができる体力づくり・交流を目的とし、「フウガドールすみだ」の選手とのフットサルや区内施設を利用し、ぜん息などについての学習や発作時の予防などについて体得する。また、被認定者へのインフルエンザ接種費用(自己負担分)の助成、区内在住の認定患者(3級以上)自宅を訪問し、保健指導や日常生活指導を行う。				
経過	開始年度	昭和63年度	終了予定	-	
	法令に基づき、水泳居室・音楽教室を実施し、同時に呼吸リハビリ講演会などを実施。昭和63年度より転地療養の一環で「宿泊型のキャンプ」として実施してきたが、近年の薬の開発などで発作や入院をする児童などが減少してきたため、国の方針が宿泊型から一日を単位とした「デイキャンプ」で行うこととなり、平成27年度より「デイキャンプ」として実施している。平成22年度より、被忍耐者対象に新型インフルエンザ予防接種費用助成を実施。翌23年度より、公害福祉事業の実施についての一部改正により、年齢や季節性新型の種別を問わず、費用助成の対象となり、これを受け64歳以下の被認定者へのインフルエンザ予防接種費用助成を実施。				
議会質問の状況	特になし				
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		5,303	4,974	5,018	5,008	5,045	4,441
A.決算額(令和3年度は見込み)		4,286	3,967	4,404	4,250	765	4,441
財源	国						
	都						
	その他	3,935	3,628	4,070	3,925	638	4,137
一般財源		0	0	0	0	0	0
執行率(%)		61.6%	64.8%	89.4%	80.8%	2.9%	100.0%
B.人コスト				5,293	5,293	5,293	
総事業決算額(A+B)		4,286	3,967	9,397	9,543	6,058	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・事業従事者謝礼金 ・会場使用料、借上げバス及び消耗品等の購入 					
予算書P(令和3年度)	P187 3-3	執行実績報告書P(令和2年度)			p128 3		

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	デイキャンプ参加者数				単 位	人
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		30	R7	目標	30	30	30	30
				実績	15	11	9	12
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	30	30	30	30	30	30
	実績	0						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	公害健康被害の補償等に関する法律第68条の規定に基づき、公害健康被害予防事業として実施しているものであり、事業の周知及び参加者の拡大を図る。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	大気汚染障害者認定者数等(0～17歳)				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
30		R7	目標	100	100	100	100	
			実績	104	59	43	38	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		100	50	50	40	40	30	
実績	27							
指標の選定理由及び目標値の理由								
大気汚染障害者認定者数等(0～17歳)を指数とし、認定者数の減少を図る。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	「デイキャンプ」「水泳教室」及び「音楽教室」等の環境保健事業を実施することで、対象者が参加しやすいプログラムなどの検討が必要である。

課題・問題点
呼吸器疾患などの症状をもつ患者の把握が難しく、事業の周知方法など検討する必要がある。

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事業名	公衆浴場衛生設備助成				9
目的	区内で公衆浴場を営む者に対し、公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置等を講ずるための設備を改善するための資金の一部を助成することにより、公衆浴場の経営安定を図り、もって区民の保健衛生の維持向上に資することを目的とする。				主管課・係(担当)
					保健計画課保健計画担当 03-5608-6189
対象者	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部加入の営業者				
根拠法令 関連計画	墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱				
実施基準	区独自基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤1人
事業内容	区内で公衆浴場を営む者に対して、次の浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。(1浴場70万円を限度、ただし交付総額は予算の範囲内) (1)衛生及び風紀に必要な措置等を講ずるために行う設備改善費 (2)区民の交流の促進若しくは健康の増進に寄与し、又は観光の拠点に資すると区長が認める設備改善経費				
経過	開始年度	昭和56年度	終了予定		
	<ul style="list-style-type: none"> 昭和56年5月 公衆浴場衛生設備の改善助成要綱 制定(区) 昭和56年6月 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 制定(国) 平成22年4月 対象項目拡大(衛生・風紀に必要な設備、バリアフリー・耐震改修等) 平成25年4月 助成額の増額(60万限度) 平成28年4月 助成額の増額(70万限度)、対象項目拡大(観光の拠点等) 				
議会質問 の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー等が壊れた場合、数百万円かかってしまう可能性がある。現行70万円の設備補助金の増額を検討できないか。(決算特別委員会) ・公衆浴場の急激な減少がこのまま続けば区民生活に重大な影響を及ぼす。全庁的に対策を取るよう指摘する。(予算特別委員会) 				
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等)				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		5,600	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
A.決算額(令和3年度は見込み)		5,568	5,432	4,900	5,600	5,428	5,600
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		5,568	5,432	4,900	5,600	5,428	5,600
執行率(%)		99.4%	97.0%	87.5%	100.0%	96.9%	100.0%
B.人コスト							
総事業決算額(A+B)		5,568	5,432	4,900	5,600	5,428	
主な事業費用の説明		浴場設備の改善経費として、主に風呂釜の交換、サウナ室の修理、シャワー交換、浴槽手すり修理、ロッカー鍵修理、配管修理、換気扇交換、給水ポンプ交換等が挙げられる。					
予算書P(令和3年度)		p196 3-6		執行実績報告書P(令和2年度)		P137 6	

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	助成浴場数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		8	R7	目標	8	8	8	7
				実績	8	8	7	7
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	8	8	8	8	8	8
		実績	8					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内公衆浴場の衛生設備等が改善されている状態を把握できる。目標数は、各浴場の衛生設備等の改善が3年に1回程度行われている件数とした。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	区内の公衆浴場数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		20	R7	目標	20	20	20	20
				実績	20	19	19	19
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	20	20	20	20	20	20
実績		18						
指標の選定理由及び目標値の理由								
区民の保健衛生環境を維持し続けるためには、現在稼働している20浴場を維持することが望ましい。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	<ul style="list-style-type: none"> ・区の事業で目的等が重複するものはなく、またコスト面も補助金のみである。 ・区民の健康増進、地域コミュニティの促進、風呂なし世帯への浴場確保の観点から事業を継続していく。

課題・問題点
<p>・公衆浴場は、燃料費の高騰や施設業者の高齢化など厳しい状況下にある一方で、地域交流の場や区民の健康増進を担う重要な施設であるため、業者が安心して公衆浴場の営業継続ができるよう、産業や衛生面など、さまざまな観点からの支援策の検討が必要である。</p>

補助金名称	墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金			主管課・係（担当）		
根拠法令	墨田区公衆浴場衛生設備等改善資金助成要綱			保健計画課保健計画担当		
補助概要	区内で公衆浴場を営む者に対して、浴場衛生設備等を改善するための資金の一部を助成する。（1浴場70万円を限度、ただし交付総額は予算の範囲内）			03-5608-6189		
目的	区内で公衆浴場を営む者に対し、公衆浴場の衛生、風紀等に必要な措置等を講ずるための設備を改善するための資金の一部を助成することにより、公衆浴場の経営安定を図り、もって区民の保健衛生の維持向上に資することを目的とする。					
対象	東京都公衆浴場業生活衛生同業組合墨田支部加入の営業者					
基準	区独自基準					
補助条件	対象者が行った次の経費を補助する。 （1）衛生及び風紀に必要な措置等を講ずるために行う設備改善費 （2）区民の交流の促進若しくは健康の増進に寄与し、又は観光の拠点に資すると区長が認める設備改善経費					
経過	開始年度	昭和56年度	終了予定			
	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和56年5月 公衆浴場衛生設備の改善助成要綱 制定（区） ・昭和56年6月 公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律 制定（国） ・平成22年4月 対象項目拡大（衛生・風紀に必要な設備、バリアフリー・耐震改修等） ・平成25年4月 助成額の増額（60万限度） ・平成28年4月 助成額の増額（70万限度）、対象項目拡大（観光の拠点等） 					
議会質問の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・ボイラー等が壊れた場合、数百万円かかってしまう可能性がある。現行70万円の設備補助金の増額を検討できないか。（決算特別委員会） ・公衆浴場の急激な減少がこのまま続けば区民生活に重大な影響を及ぼす。全庁的に対策を取るよう指摘する。（予算特別委員会） 					
その他特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等）					

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（事業費）		4,800	5,600	5,600	5,600	5,600	5,600
決算額（令和3年度は見込み）		5,568	5,432	4,900	5,600	5,428	5,600
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		5,568	5,432	4,900	5,600	5,428	5,600
執行率（％）		116.0%	97.0%	87.5%	100.0%	96.9%	100.0%

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	助成浴場数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		8	R7	目標	8	8	8	8
				実績	8	8	7	8
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	8	8	8	8	8	8
		実績	8					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	区内公衆浴場の衛生設備等が改善されている状態を把握できる。目標数は、各浴場の衛生設備等の改善が3年に1回程度行われている件数とした。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	区内の公衆浴場数				単位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1
		20	R7	目標	20	20	20	20
				実績	20	19	19	19
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
目標		20	20	20	20	20	20	
実績		18						
指標の選定理由及び目標値の理由								
区民の保健衛生環境を維持し続けるためには、現在稼働している20浴場を維持することが望ましい。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		<ul style="list-style-type: none"> ・区の事業で目的等が重複するものはなく、またコスト面も補助金のみである。 ・区民の健康増進、地域コミュニティの促進、風呂なし世帯への浴場確保の観点から事業を継続していく。 						

課題・問題点	
<p>・公衆浴場は、燃料費の高騰や施設業者の高齢化など厳しい状況下にある一方で、地域交流の場や区民の健康増進を担う重要な施設であるため、業者が安心して公衆浴場の営業継続ができるよう、産業や衛生面など、さまざまな観点からの支援策の検討が必要である。</p>	

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事業名	食品衛生監視				10
目的	飲食に起因する衛生上の危害の発生が未然に防止されており、区民の食に対する安心感が醸成されている。				主管課・係(担当)
					生活衛生課・食品衛生係 03-5608-6943
対象者	食品等事業者及び区内で飲食する区民・来街者				
根拠法令 関連計画	食品衛生法、東京都食品製造業等取締条例、東京都ふぐの取扱い規制条例、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律、食品表示法、健康増進法、墨田区食品衛生監視指導計画				
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤15名、委託先:健康安全研究センター、食品技術研究所、アドバイザースタッフ研究会等
	事業内容 食品等事業者(飲食店営業、食品製造業、食品販売業等)に対し、営業許可等の事務を行う。また、食品取扱上の衛生指導や、不良食品等の取締りを行い、食中毒発生を防止する。 食品表示に関する区内事業者や区民からの問い合わせに迅速・丁寧に対応する。				
経過	開始年度	昭和50年度	終了予定		
	昭和50年度 東京都から区へ事務移管 平成3年度 食鳥検査法施行 平成16年度 墨田区食品衛生監視指導計画策定(毎年度更新) 平成27年度 食品表示法施行 平成30年度 「食品表示の相談と監視指導」事業と「食品衛生検査(保健予防)」事業が本事業に統合された。 令和3年度 改正食品衛生法の完全施行(営業許可制度の見直し、HACCPの制度化等)				
議会質問 の状況	平成26年3定「食品油脂工場の衛生管理に対する指導について」(一般質問) 令和3年3月区民福祉委員会「HACCPの周知について」				
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 特別区では、夏期対策・歳末対策等の実施時期・内容について、東京都と足並みをそろえて実施する。				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		19,804	14,350	14,036	17,344	11,743	13,637
A.決算額(令和3年度は見込み)		13,433	10,831	7,920	10,410	6,558	13,637
財源	国						
	都						
	その他	16,354	17,576	14,036	16,443	20,160	13,395
一般財源		-2,921	-6,745	-6,116	-6,033	-13,602	242
執行率(%)		67.8%	75.5%	56.4%	60.0%	55.8%	100.0%
B.人コスト				116,153	129,321	130,565	
総事業決算額(A+B)		13,433	10,831	124,073	139,731	137,123	
主な事業費用の説明		東京都健康安全研究センター等委託費、食品衛生教育等経費					
予算書P(令和3年度)	P194 1-1,2	執行実績報告書P(令和2年度)			P135 1,2		

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活 動 指 標)	指 標	食品等事業者施設監視指導件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		5,000	令和7年度	目標	8,000	7,000	6,500	6,500
				実績	6,620	5,880	5,916	5,753
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	6,500	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
	実績	3,757						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	活動指標として食品衛生監視員による施設監視件数が最適である。目標値は、区内の営業施設数と業種に応じた年間目標監視回数を乗じて設定した。なお、令和3年6月から新許可制度・届出制度が施行されるため、目標値を変更した。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成 果 指 標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
0		令和7年度	目標	0	0	0	0	
			実績	4	4	4	6	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		0	0	0	0	0	0	
実績	5							
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業の目的から設定している。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は毎年0とする。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	法令等に基づく事業として健康被害防止対策は順調に進められており、区内の食中毒発生件数は低位で推移しているが、食肉の生又は加熱不十分な料理やアニサキスによる食中毒の危険性について、さらに普及啓発に取り組む必要がある。また、苦情対策として、コロナ感染防止の観点からも調理従事者の個人衛生等について監視指導を強化する。

課題・問題点
<p>令和3年度の改正食品衛生法の完全施行を受け、食品等事業者にはHACCPに沿った衛生管理を定着させていくが、特に小規模事業者への助言・指導を進める必要がある。合わせて、新許可制度・届出制度について、事業者には周知していく必要がある。</p> <p>令和2年4月1日の食品表示法完全施行以降も、輸入事業者を含む食品事業者には新しい食品表示基準による表示を徹底する必要がある。</p> <p>令和元年度からは、衛生検査事業を本食品衛生監視事業に統合したが、令和2年度以降も効率化を進めるため検査業務の委託を継続する。</p>

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	食品衛生責任者実務講習会参加者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		460	令和7年度	目標	400	430	430	430
				実績	396	332	332	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	430	460	460	460	460	460
		実績	50					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	営業施設の衛生責任者としての自覚を促すとともに、自主衛生管理の普及啓発を行うことが営業施設に起因する事故防止につながるため。目標値は、近年の参加者数を基準に設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	食中毒発生件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	4	4	4	6
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0					
実績		5						
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることが最大の目的である。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は0とする。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		墨田区食品衛生協会の自治指導員による、飲食店等のHACCP実施状況の確認などの活動は、健康づくり総合計画における「自主管理の推進」施策と直接結びついているので、今後も継続する。						

課題・問題点	
<p>令和元年度食品衛生責任者実務講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、中止となった。また、令和2年度は参加人数を制限して実施した。</p>	

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事 業 名	環境衛生監視				11
目 的	環境衛生関係施設において営業者が適正管理をすることにより、利用者の健康管理を未然に防止している。				主管課・係(担当)
					生活衛生課・生活環境係 03-5608-6939
対 象 者	環境衛生関係施設の営業者、従事者および利用者				
根 拠 法 令 関 連 計 画	理容師法、美容師法、クリーニング業法、公衆浴場法、興行場法、旅館業法、水道法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律、化製場等に関する法律、東京都動物質原料の運搬等に関する条例、墨田区プールに関する条例等				
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤10名 委託先:(株)江東微生物研究所
事 業 内 容	環境衛生関係施設の許認可事務及びこれらの施設の衛生水準を確保するための監視指導を実施する。衛生水準の指標として、空気環境及び水質等の理化学検査を実施する。 また、施設の営業者に対する普及啓発を行い、衛生意識の向上を図る。				
経 過	開始年度	昭和50年度	終了予定		
	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年度 東京都から事務移管 ・平成12年度 法に基づく許可が区の自治事務へ ・平成12年度 特定建築物の対象が1万平方メートルまでに拡大 ・平成24年度 東京都から構造設備基準等に関する条例制定の権限移譲 ・平成28年度 理化学検査の一部外部委託開始 ・平成30年度 旅館業法施行令の改正による基準の緩和 				
議 会 質 問 の 状 況	平成31年度1定「本区及び23区内の住宅宿泊事業及び旅館業の状況について」 平成31年度2定「民泊等区内宿泊施設について」 令和元年度9月議会「改正旅館業法及び住宅宿泊事業法施行から1年余り経過した現在の課題と今後の展望について」 令和2年度11月議会「旅館業法と建築基準法の関係について」				
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 平成24年度から各区が条例により独自規制を行っているが、他区との定期的な情報交換は継続して行っている。				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
予算現額(事業費)		3,590	1,743	1,492	2,729	1,884	1,503	
A.決算額(令和3年度は見込み)		1,001	1,214	1,123	1,177	1,058	1,503	
財 源	国							
	都							
	その他	1,642	1,888	3,473	5,524	3,570	1,503	
一般財源		-641	-674	-2,350	-4,347	-2,512	0	
執行率(%)		27.9%	69.7%	75.3%	43.1%	56.2%	100.0%	
B.人コスト				24,609	32,330	38,817		
総事業決算額(A+B)		1,001	1,214	25,732	33,507	39,875		
主な事業費用の説明		環境衛生検査委託料、環境衛生協会自治指導事業助成費						
予算書P(令和3年度)	P195 3-2,P196 3-5	執行実績報告書P(令和2年度)			P136 2,P137 5			

事業の 成 果	手 段 に 対 する 指 標 (活 動 指 標)	指 標	各施設から採取する衛生検査の検体数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		300	令和7年度	目標	300	300	300	300
				実績	300	285	293	256
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	300	300	300	300	300	300
	実績	144						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	法に基づく営業施設の適正管理等が維持されているかを確認するための監視活動指標である。 また、実績から目標値を設定した。							
	目 的 に 対 する 指 標 (成 果 指 標)	指 標	区内営業施設が原因のレジオネラ症患者発生数				単 位	人
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
0		令和7年度	目標	0	0	0	0	
			実績	0	0	0	0	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		0	0	0	0	0	0	
実績	0							
指標の選定理由及び目標値の理由								
不適正な維持管理を未然に防止させ、重篤な健康被害を生じさせないようにすることが目的であるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	健康被害防止のための監視制度は、法制度の骨格として重要な位置を占めており、区が実施すべき事業である上、他の事業との統合は不可能で、経費の増大もなく効率的である。結果として大きな健康被害の発生は未然に防止され、生活衛生の安全が確保されているため、法改正や社会的状況の変化がない限り、事業内容の変更はない。

課題・問題点
<p>東京オリンピック・パラリンピックを迎えるにあたり、各営業施設に対する監視の強化が必須となる中で、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための「新しい生活様式」を考慮した対応が必要になる。</p> <p>また、環境衛生関係施設における衛生的な維持管理技術が時代とともに高度化・多様化しており、監視員の資質向上とさらなる人材育成が求められる。</p>

補助金の 成果	手段に 対する指標 (活動指標)	指標	環境衛生協会全体講習会参加者数				単位	人
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		150	令和7年度	目標	110	110	110	110
				実績	93	100	77	90
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	130	130	130	130	130	150
		実績	0					
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	営業施設の衛生責任者としての自覚を促すとともに、自主衛生管理の普及啓発を行うことが営業施設に起因する事故防止につながるため。目標値は会員の7割参加を目指して設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指標	営業施設に起因する危害発生件数				単位	件
		最終目標値	目標年度	基準年(H28)	H29	H30	R1	
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	0	0	0	0
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
実績		0						
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業は、施設経営者の自主的な保健衛生活動を助長し、施設に起因する衛生上の危害の発生を防止し、区民生活の安定を図ることが目的であるため。危害防止の観点から目標値は0とする。								
評価結果		評価についての説明・今後の方向性等						
現状維持		自主的保健衛生活動と区民生活の安定に寄与するために運用されており、現状維持のまま継続する。						

課題・問題点	
令和2年度の環境衛生協会全体講習会は、新型コロナウイルス感染症の影響のため、中止となった。	

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位
事業名	動物の愛護と管理		12
目的	飼い犬の登録を推進し、狂犬病予防注射の実施率を向上させるとともに、動物由来の感染症の予防とまん延の防止をすすめ、動物の愛護と管理のバランスを保ち、人と動物の共生する社会の実現を目指す。		主管課・係(担当)
			生活衛生課・生活環境係 03-5608-6939
対象者	区民		
根拠法令 関連計画	狂犬病予防法 動物の愛護及び管理に関する法律		
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 常勤15 非常勤1・秋永動物病院ほか
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防法に基づく飼い犬の狂犬病予防注射の実施率向上のための啓発 ・ペットに起因する動物由来感染症の予防とまん延防止の普及啓発 ・写真展の開催等による動物愛護の普及啓発 ・動物飼養者の適正管理の普及啓発 ・飼い主のいない猫による生活環境悪化防止のための減数対策 		
経過	開始年度	昭和50年度	終了予定
	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和50年 東京都からの事務移管により実施 ・狂犬病予防注射については、現在も23区中で高い注射率を誇っている。 ・平成11年度から犬のしつけ方教室(講義編)を実施、平成15年からは実技編も合わせて実施している。 ・平成18年7月 飼い主のいない猫の繁殖抑制のため、飼い主のいない猫不妊手術等費用助成を開始 ・平成25年度から夏休みの児童館等において児童を対象とした動物愛護教室を開催している。 ・令和2年4月 飼い主のいない猫不妊手術等費用助成を町会・自治会に対して拡充 		
議会質問の状況	・飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成に関して、助成額の引き上げと、東京都の包括補助事業への申請を行うことについて陳情があり、令和元年9月に採択された。		
その他特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 狂犬病については、現在、国内での感染は発生していないものの、近隣国ではまん延し続けており、海外で感染後に国内で発症し死亡する事例も出ている重篤な感染症である。犬の登録と狂犬病予防注射は法で飼い主の義務として規定されている。また、動物の適正管理の普及啓発は地域の実情とのバランスも重要である。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、狂犬病予防集合注射、犬のしつけ方教室、動物愛護教室を中止した。		

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		3,930	3,785	3,628	3,486	4,248	4,997
A.決算額(令和3年度は見込み)		3,008	3,187	2,891	2,525	3,239	4,997
財源	国						
	都					949	1,739
	その他	4,869	4,833	5,026	5,137	5,225	1,519
一般財源		-1,861	-1,646	-2,135	-2,612	-2,935	1,739
執行率(%)		76.5%	84.2%	79.7%	72.4%	76.2%	100.0%
B.人コスト				15,750	16,602	18,963	
総事業決算額(A+B)		3,008	3,187	18,641	19,127	22,202	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> ・負担金補助及び交付金(飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成) ・需用費(犬鑑札、通知用窓あき封筒作成など) ・役務費(狂犬病予防注射通知などの郵送) 					
予算書P(令和3年度)	P195 2-1,2	執行実績報告書P(令和2年度)			P136 1,2		

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	狂犬病予防注射済票発行率				単 位	%
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		80	令和7年度	目標	80	80	80	80
				実績	77	77	77	75
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	80	80	80	80	80	80
	実績	69						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	国内での狂犬病発生時にまん延防止が可能となる接種率を維持することが必要である。まん延防止として、飼い犬の70%の予防接種率が求められていることから設定している。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	狂犬病等のペットに起因する重篤な感染症発生件数				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
0		令和7年度	目標	0	0	0	0	
			実績	0	0	0	0	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		0	0	0	0	0	0	
実績	0							
指標の選定理由及び目標値の理由								
狂犬病をはじめとした動物由来感染症の予防とまん延防止が法の目的である。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	法改正や社会状況の変化がない限り事業内容の大きな変更はないが、狂犬病予防注射については、接種率を維持しつつ、集合注射のあり方を検討していく。

課題・問題点
<p>海外との人の移動や物流が活発になり、動物の移動範囲も広域化している現在、国内への動物由来感染症の流入と、その後の流行拡大が早まるおそれがある。その予防対策のため、さらなる普及啓発や他自治体との連携も必要である。</p> <p>また、毎年公園等において実施する狂犬病予防定期集合注射や、犬のしつけ方教室、動物愛護教室などの普及啓発事業についても、新型コロナウイルス感染拡大防止のために人の密集を避ける措置や、その実施方法を検討していく必要がある。</p>

補助金名称	飼い主のいない猫不妊等手術費用助成		主管課・係（担当）			
根拠法令	墨田区飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業実施要綱				生活衛生課・生活環境係	
補助概要	飼い主のいない猫の繁殖抑制を行い、生活環境への被害や迷惑を未然防止しながら、良好な生活環境の保持と人と動物の調和のとれた社会実現のための地域の自主的活動の支援のため、要綱に基づき区内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術の費用の一部を助成している。				5608-6939	
目的	動物の愛護及び管理に関する法律及び東京都動物の愛護及び管理に関する条例の趣旨に沿い、区内に生息する飼い主のいない猫の不妊手術又は去勢手術の費用の一部を助成することにより、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、区民の生活環境に対する被害及び迷惑を未然に防止し、良好な生活環境の保持及び動物愛護思想の普及を図るとともに、区民の地域活動を支援し、もって人と動物の調和のとれた共生社会の実現に資する。					
対象	区内に生息する飼い主のいない猫に不妊去勢手術を受けさせる町会、自治会または区民					
基準	区独自基準					
補助条件	<p>（令和2年度から）</p> <ul style="list-style-type: none"> 区内に生息する飼い主のいない猫に、区内で開業する獣医師により不妊手術等を受けさせた場合、次のとおり費用を助成 <ul style="list-style-type: none"> 町会・自治会の場合 オス猫11000円、メス猫22000円を上限に手術費用を助成 区民の場合 オス猫 6000円、メス猫12000円を上限に手術費用の11分の6を助成 <p>（令和元年度まで）</p> <ul style="list-style-type: none"> 区民が区内に生息する飼い主のいない猫に、区内で開業する獣医師により不妊手術等を受けさせた場合に、手術費用の2分の1（オス猫5000円、メス猫10000円を上限）を助成 					
経過	開始年度	平成18年度	終了予定			
	墨田区飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成事業実施要綱に基づき、平成18年7月より実施。予算額は当初250万円であったが、申請数・実施率が上昇し、平成22年度までに360万円まで増額。その後、手術する猫は減少傾向にあり、平成26年度から予算も減額している。飼い主のいない猫が減ってきていると考えられる。令和2年度から、さらなる飼い主のいない猫対策と地域での取り組みを推進するため、町会・自治会での取り組みについての助成額を大きく増額した。					
議会質問の状況	・飼い主のいない猫の不妊手術等費用助成に関して、助成額の引き上げと、東京都の包括補助事業への申請を行うことについて陳情があり、令和元年9月に採択された。					
その他特記事項	<p>（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等）</p> <p>良好な生活環境保持と動物愛護の双方の視点から、全国的にも主流となっている手法である。平成25年度より、猫の不妊手術等に関する助成事業を23区全区において実施している。</p>					

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算額（事業費）		2,500	2,000	1,650	1,650	2,200	3,275
決算額（令和3年度は見込み）		1,652	1,622	1,460	1,219	1,519	3,275
財源	国						
	都					759	1,637
	その他						
一般財源		1,652	1,622	1,460	1,219	760	1,638
執行率（％）		66.1%	81.1%	88.5%	73.9%	69.0%	100.0%

補助金の 成果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	助成金を受けて取り組んでいる場所				単 位	箇所	
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R1	
		800	令和7年度	目標	550	590	630	660	
				実績	532	567	603	635	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		目標	690	720	740	760	780	800	
		実績	666						
		指標の選定理由及び目標値の理由							
		飼い主のいない猫への対応方法が広く周知されることにより、助成金を活用した地域における自主対策の取組状況を把握する指標として選択。目標値はこれまでの実績値から判断している。							
		補助金の 成果	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	飼い主のいない猫による生活環境悪化に関する苦情件数				単 位
最終目標値	目標年度				基準年(H28)	H29	H30	R1	
35	令和7年度			目標	50	50	50	45	
				実績	74	59	81	68	
	R2			R3	R4	R5	R6	R7	
目標	45			45	40	40	40	35	
実績	60								
指標の選定理由及び目標値の理由									
自主的対策が進むことで、飼い主のいない猫による生活環境への被害や迷惑を訴える区民が減少し、人と動物の調和のとれた生活環境が保持されると判断できるため。これまでの実績値と活動指標を参考に目標値を設定している。									
評価結果				評価についての説明・今後の方向性等					
感染症の発生とまん延防止、食品、医薬品、飲料水、化学物		良好な生活環境保持と動物愛護の双方の視点から、全国的にも主流となっている本助成制度は広く認知されてきており、継続していく必要がある。							

課題・問題点	
5 この施策に係る事務事業（重要度・貢献度順）	

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する	部内優先順位
事 業 名	薬事監視、薬事検査事業		13
目 的	薬局等による医薬品等の保管管理、情報提供等が適正に行われることにより、保健衛生上問題のない医薬品等の供給が徹底されている。また、毒物劇物販売業者等による毒物劇物の保管管理等が適正に行われることにより、毒物劇物による保健衛生上の危害が防止されている。		主管課・係（担当）
			生活衛生課・生活環境係 03-5608-6939
対 象 者	薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者、また、毒劇物販売業者及び業務上取扱者		
根 拠 法 令 関 連 計 画	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、同法施行令、同法施行規則、薬局等構造設備規則、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則 毒物及び劇物取締法、同法施行令、同法施行規則		
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託 人員体制・委託先 常勤10、委託先:(株)日本シーシーエル
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none"> ●医薬品等に関する監視指導の実施 薬局、医薬品販売業者、医療機器販売業者といった流通過程の全般にわたり、医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器（以下「医薬品等」という。）の品質、有効性及び安全性を確保するために必要な方策を講じさせるよう、都区間で十分調整しながら、立入検査等の監視指導を実施する。 ●毒物劇物に関する監視指導の実施 毒物劇物の販売業者及び業務上取扱者に対して、毒物劇物の流出・飛散事故や盗難等を未然に防止するために必要な方策を講じさせるよう、都区間で十分調整しながら、立入検査等の監視指導を実施する。 		
経 過	開始年度	平成9年度	終了予定
	<ul style="list-style-type: none"> ●医薬品等に関する監視指導 [平成9年度～] 医薬品販売業（一般販売業（卸売販売業を除く）、特例販売業）の許可事務及び監視指導【法移管】 [平成17年度～] 薬局等11業種の許可事務及び監視指導【特例条例】、11業種のうち薬局関係【平成24年度～法移管】 [平成21年6月～平成24年5月] 医薬品販売制度の改正（一般販売業等が店舗販売業へ移行）【法改正】 [平成27年度～] 高度管理医療機器販売業等の許可事務及び監視指導【法移管】 ●毒物劇物に関する監視指導 [平成12年10月～] 毒物劇物販売業の登録事務及び監視指導【法移管】 [平成24年度～] 毒物劇物業務上取扱者の届出事務及び監視指導【法移管】 [令和元年度～] 業務上取扱者の廃水検査を外部委託 		
議 会 質 問 の 状 況	令和元年度2月議会「台風等風水害発生時における毒劇物の保管管理について」		
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 23/23区で実施 法令等で定められた範囲内において、都区間で十分調整しながら事業を実施しているため、各区で大きな差異はない。ただし、近く、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正が予定されているため、法改正の内容・動向に注視していく。		

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		1,600	1,541	1,553	1,955	1,855	1,801
A.決算額（令和3年度は見込み）		1,215	1,382	1,079	847	1,279	1,801
財 源	国						
	都						
	その他	2,948	2,045	2,310	2,029	1,553	1,052
一般財源		-1,733	-663	-1,231	-1,182	-274	749
執行率（%）		75.9%	89.7%	69.5%	43.3%	68.9%	100.0%
B.人コスト				10,828	11,359	16,762	
総事業決算額（A+B）		1,215	1,382	11,907	12,206	18,041	
主な事業費用の説明		医薬品等検査委託料、消耗品費（書籍類）					
予算書P（令和3年度）		P196 3-3		執行実績報告書P（令和2年度）		P136 3	

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	薬事関係施設監視指導件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1
		200	令和7年度	目標	200	200	200	200
				実績	264	238	204	247
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	200	200	200	200	200	200
	実績	270						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	薬事関係施設監視指導件数を一定以上維持し、医薬品等の品質及び毒物劇物の適正管理の維持状況を確認、改善指導することで、保健衛生上の危害防止につながるため。また、実績を考慮し目標値を設定した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	薬事関係法規違反件数				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
0		令和7年度	目標	0	0	0	0	
			実績	0	2	9	0	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		0	0	0	0	0	0	
実績	0							
指標の選定理由及び目標値の理由								
保健衛生上の危害につながる薬事関係法規違反を発生させない事が目的であるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	区内のみならず、国内全域における医薬品等の適正な流通及び使用の確保を図るため、全国の自治体がこの事業を担う必要があり、今後も事業を継続していく。

課題・問題点
<p>職員の知識や技術が要求される事業であり、監視指導に携わる職員の育成が重要である。また、事業者の事業展開や商品の流通等が広域化する中、同様の事業を行う他の自治体との連絡を密にし、連携を取っていく必要がある。</p> <p>検査業務については、委託先における精度管理が徹底されるよう、委託先との密な連携、検査事業者のスキルとコンプライアンスを監督する体制が必要であるため、検査に関する知識を習得しておく必要がある。</p>

施 策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事 業 名	家庭用品監視				14
目 的	家庭用品に含まれている化学物質による健康被害が未然に防止されている。				主管課・係(担当)
					生活衛生課・生活環境係
					03-5608-6939
対 象 者	家庭用品(主に、繊維製品及びエアゾール製品)の販売業者、製造業者、輸入業者				
根 拠 法 令 関 連 計 画	有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律				
実 施 基 準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤10、委託先:一般社団法人東京都食品衛生協会
事 業 内 容	区民等が日常使用する繊維製品やエアゾール製品等の家庭用品は、化学物質を数多く含有している。これらの物質による健康被害を防止するため、区内の販売店において規制対象品の試買検査を行う。また、その結果により、違反業者に対しては回収及び改善等の監視指導を行う。				
経 過	開始年度	平成12年度	終了予定		
	[平成12年度～] 家庭用品監視指導【法移管】 [平成28年度～] 家庭用品の検査を外部委託				
議 会 質 問 の 状 況	なし				
そ の 他 特 記 事 項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 23/23区で実施 法令に基づき事業を実施しているので各区で大きな差異はない。ただし、検査を行う規制物質の項目及び数は各区の状況による。なお、安全基準が定められていない家庭用品についても、重大な健康被害を発生している場合は回収命令等の対象となり、新たに規制物質として指定されることもあるため、社会状況や法改正の動向にも注視する。				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		776	629	629	629	728	509
A.決算額(令和3年度は見込み)		472	435	417	419	433	509
財 源	国						
	都						
	その他						
一般財源		472	435	417	419	433	509
執行率(%)		60.8%	69.2%	66.3%	66.6%	59.5%	100.0%
B.人コスト				2,953	2,621	3,529	
総事業決算額(A+B)		472	435	3,370	3,040	3,962	
主な事業費用の説明		家庭用品検査委託料、試買経費					
予算書P(令和3年度)	P196 3-4	執行実績報告書P(令和2年度)			P137 4		
	指 標	家庭用品の試買(買い上げ)検査				単 位	項 目

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1	
		60	令和7年度	目標	80	80	80	80	
				実績	79	79	79	79	
			R2	R3	R4	R5	R6	R7	
		目標	80	60	60	60	60	60	
		実績	79						
	指標の選定理由及び目標値の理由								
	法令に基づき、安全な家庭用品が流通していることを確認するための監視活動の指標である。 また、各年度、検査計画数から目標値を設定している。実績は計画数と違反検体検査数の合計である。								
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	試買検査で違反のあった件数					単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
0		令和7年度	目標	0	0	0	0		
			実績	0	0	0	0		
		R2	R3	R4	R5	R6	R7		
目標		0	0	0	0	0	0		
実績	0								
指標の選定理由及び目標値の理由									
健康被害の原因となる有害物質を含有する違反品を流通させないことが目的であるため。									

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	区内のみならず、国内全域における有害物質を含有する家庭用品による健康被害を防止するため、全国の自治体がこの事業を担う必要があり、今後も事業を継続していく。ただし、違反件数の実績及び新型コロナウイルス感染拡大の状況を踏まえ、令和3年度に事業の規模(試買検査件数)を見直した。

課題・問題点
<p>職員の知識や技術が要求される事業であり、従事する職員の育成が重要である。また、事業者の事業展開や商品の流通等が広域化する中、同様の事業を行う他の自治体との連絡を密にし、連携を取っていく必要がある。</p> <p>検査業務については、委託先における精度管理が徹底されるよう、委託先との密な連携、検査事業者のスキルとコンプライアンスを監督する体制が必要であるため、検査に関する知識を習得しておく必要がある。</p> <p>違反品の発生状況や社会情勢を踏まえ、適宜、事業の規模等を見直す必要がある。</p>

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事業名	ねずみ昆虫駆除対策				15
目的	感染症を媒介する可能性のあるねずみ、昆虫の発生予防と環境防除について普及啓発を行うことで、健康被害を防止し安全な生活環境が確保できている。				主管課・係（担当）
					生活衛生課・生活環境係 03-5608-6939
対象者	区内居住者及び滞在者				
根拠法令 関連計画	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 地域保健法				
実施基準	法令基準	実施方法	一部委託	人員体制・委託先	常勤 10名 委託先 公益社団法人墨田区シルバー人材センター
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ねずみの防除方法について、物理的環境防除を中心に具体的方策を周知徹底するとともに、区民の利便のために、ねずみ・害虫等についての出張講座を開設する。 ・蚊の発生予防については、平常時の蚊の発生予防対策について周知していくとともに、ボウフラの発生源対策として区内の雨水マスへ薬剤を投入する。 ・その他の害虫については、区民に対してその対処方法に関する相談業務を行うとともに、健康影響を考慮し、過剰な薬剤の使用にならないよう、効果的な防除方法を周知していく。 				
経過	開始年度	平成12年度	終了予定		
	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和40年 東京都から事務移管（区民部区民課保健係が所管） ※昭和22年の墨田区発足以降、事務移管があるまでの期間においても、ねずみ昆虫駆除業務は区で行っていた。 ・平成12年度 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に伴い、所管となった。 ・平成15年度からボウフラ対策としての雨水マスへの薬剤投入を墨田区シルバー人材センターへ委託している。 				
議会質問 の状況					
その他 特記事項	（他区の状況・年間スケジュール・関連部署等） 感染症媒介生物を起因とした感染症発生時には広域での対応が必要になるため、特別区および東京都においては、密に情報交換を行っている。				

予算・決算額推移（千円）		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額（事業費）		7,269	7,093	6,593	6,957	6,175	6,458
A.決算額（令和3年度は見込み）		6,354	6,279	6,189	4,689	5,883	6,458
財源	国						
	都				2,244	2,700	2,700
	その他						
一般財源		6,354	6,279	6,189	2,445	3,183	3,758
執行率（%）		87.4%	88.5%	93.9%	67.4%	95.3%	100.0%
B.人コスト				5,906	5,243	3,529	
総事業決算額（A+B）		6,354	6,279	12,095	9,932	9,412	
主な事業費用の説明		衛生害虫防除作業委託料、殺虫剤購入費					
予算書P（令和3年度）	P185 1-8	執行実績報告書P（令和2年度）			P125 8		

事業の 成 果	手段に 対する指標 (活動指標)	指 標	ねずみや昆虫等に関する相談件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1
		300	令和7年度	目標	600	600	600	600
				実績	582	552	401	413
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	600	400	400	300	300	300
	実績	335						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	感染症の媒介可能性生物によるヒトの生活圏への侵入状況を把握し、防除方法について指導助言を行う体制を整えることが重要であるため。指標は実績から判断した。							
	目的に 対する指標 (成果指標)	指 標	ねずみや昆虫等に起因する感染症発生件数				単 位	件
最終目標値		目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1	
0		令和7年度	目標	0	0	0	0	
			実績	0	0	0	0	
		R2	R3	R4	R5	R6	R7	
目標		0	0	0	0	0	0	
実績	0							
指標の選定理由及び目標値の理由								
感染症媒介生物による感染症の発生を予防することが事業目的であるため。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
現状維持	法に基づく感染症まん延防止対策として、感染症の媒介可能性生物の発生抑制と地域環境の実情を把握した対策が重要である上、類似する事業はなく、経費と効果のバランスも良い。結果として、感染症の媒介可能性生物に起因する感染症の拡大がなく、環境防除の普及啓発も順調に推移している。今後は、業務の一部委託の可能性について検討したい。

課題・問題点
オリンピック・パラリンピック開催時期には、外国人の増加が見込まれる。それに伴い、国内での感染が危惧されるデング熱等、蚊が媒介する感染症に対する健康危機管理体制をさらに充実させる必要がある。

施策	453	保健衛生における安全と安心を確保する			部内優先順位
事業名	食品衛生自主管理推進事業(食品衛生推進員)				16
目的	飲食に起因する衛生上の危害の発生が未然に防止されており、区民の食に対する安心感が醸成されている。				主管課・係(担当)
					生活衛生課・食品衛生係 03-5608-6943
対象者	食品等事業者及び区内で飲食する区民・来街者				
根拠法令 関連計画	食品衛生法、墨田区食品衛生推進員設置要綱、墨田区食品衛生監視指導計画				
実施基準	法令基準	実施方法	直営	人員体制・委託先	常勤15名
事業内容	区民・食品等事業者・行政が協働して地域情報の収集、意識啓発活動、食品等事業者への相談活動を行うため、食品衛生推進員を委嘱している。 また、推進員は、食品衛生推進会議へ出席し、推進員協力参加事業及び推進員研修会へ参加している。				
経過	開始年度	平成10年度	終了予定		
	平成10年度、第1期委嘱(14名、任期2年) 令和2年度、第12期委嘱(13名、任期2年)				
議会質問 の状況	なし				
その他 特記事項	(他区の状況・年間スケジュール・関連部署等) 食品衛生推進会議:年3回開催 都知事指定の研修参加:年1回(11月開催)、資質向上を目的として参加する。 平成31年度時点、23区中6区で活動休止中				

予算・決算額推移(千円)		28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
予算現額(事業費)		1,330	1,330	1,330	1,330	1,330	1,330
A.決算額(令和3年度は見込み)		1,320	1,228	1,325	1,315	1,203	1,330
財源	国						
	都						
	その他						
一般財源		1,320	1,228	1,325	1,315	1,203	1,330
執行率(%)		99.2%	92.3%	99.6%	98.9%	90.5%	100.0%
B.人コスト				1,969	1,748	1,764	
総事業決算額(A+B)		1,320	1,228	3,294	3,063	2,967	
主な事業費用の説明		<ul style="list-style-type: none"> 食品衛生推進員の報酬 食品衛生推進員の研修会負担金 					
予算書P(令和3年度)	P194	1-3	執行実績報告書P(令和2年度)			P135 3	

事業の 成 果	手 段 に 対する指標 (活動指標)	指 標	区民及び食品事業者への意識啓発活動回数				単 位	回
		最終目標値	目標年度	全庁を挙げ	基準年(H28)	H29	H30	R 1
		168	令和7年度	目標	168	168	168	168
				実績	197	122	149	174
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	168	168	168	168	168	168
	実績	110						
	指標の選定理由及び目標値の理由							
	委嘱している推進員による意識啓発活動回数が最適である。 目標値は、推進員が毎月1回以上活動していただくことを念頭に設定している。							
	目 的 に 対する指標 (成果指標)	指 標	食中毒発生件数				単 位	件
		最終目標値	目標年度		基準年(H28)	H29	H30	R 1
		0	令和7年度	目標	0	0	0	0
				実績	4	4	4	6
			R2	R3	R4	R5	R6	R7
		目標	0	0	0	0	0	0
実績	5							
指標の選定理由及び目標値の理由								
本事業の目的から設定している。区内の食中毒の発生件数は低位で推移しており、目標値は毎年0とする。								

評価結果	評価についての説明・今後の方向性等
改善・見直しのうえ継続	推進員活動は順調に行われており、健康危害の未然防止に寄与していると考えている。今後はさらに消費者に対する普及啓発活動の幅を広げていく。

課題・問題点
<p>食品衛生推進員による、区民に対する啓発活動の充実は、食品衛生の向上に寄与している。 令和2年度は、推進員の活動にあたって、食品関係団体、企業から現状最適である構成員として13名を委嘱した(設置要綱では、20名まで委嘱できる。)</p>